

《「見守りネットおおのじょう（高齢者見守り活動）」基本フロー図》

配達や検針での個別訪問時など



協力事業者は、配達や検針、集金などの日常業務において、ひとり暮らしの高齢者等世帯の異変を察知した場合、市に通報する。

- 具体例)・新聞や郵便物が溜まっている。
・洗濯物が何日も干したまま
・電気やテレビがついたまま



事業所の通報責任者に連絡

- ・大野城市連絡窓口に連絡または高齢者等見守り活動連絡票に必要事項を記入し、地域包括支援センターへFAX

連絡



報告

【大野城市連絡窓口】

① 平日 8 時 30 分～17 時

⇒基幹型地域包括支援センター

TEL：(092)501-2306

FAX：(092)572-8432

② 上記以外の時間帯

⇒大野城市役所

TEL：(092)501-2211

※連絡票をFAXするか、電話にて連絡

緊急時



- ・救急：電話 119
- ・警察：電話 110
- ・近所の人を呼ぶ



対応



- ・基幹型地域包括支援センター、地区地域包括支援センター、社会福祉協議会
- ・民生委員、福祉委員等の地域支援者
- ・居宅介護支援事業所、ケアマネジャー、介護サービス事業者
- ・家族、親族 等

状況確認・支援



ひとり暮らし高齢者 等